

(三重県手話施策推進計画)取組の成果・課題と取組予定(抜粋)

基本的施策／施策の展開	平成29年度～令和2年度の取組概要	平成30年度の取組実績	取組の成果と課題	令和元年度の取組予定	令和2年度の取組方向(案)	課名
1 情報の取得等におけるバリアフリー化等 (2)手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等	② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討 ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。	・第3回県民人権講座（県人権センター）11月24日（土）に、日常生活機器の啓発展示及び出張相談を行いました。 ・12月25日に、三重県聴覚障害者支援センター研修室にて、ヒアリンググループ説明会を行いました。 ・心のバリアフリー教室及び交流会を3回実施しました。 30年度末の相談員数：12人（H29：12人）	・ICTを活用した相談体制の拡充等について検討を進めます。	・聴覚障害者や盲ろう者や県民を対象とした心のバリアフリー教室及び交流事業を開催します。 ・相談員登録を呼びかけます。 ・ろう者の方のニーズをふまえたICTを活用した相談体制の拡充について、令和2年度からの三重県聴覚障害者支援センター第3期指定管理に向けて検討を行います。	・ICTを活用し相談体制を拡充します。 資料1-4	障がい福祉課
2 手話通訳を行う人材の育成等 (1)手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充	① 手話通訳者等の派遣事業の実施 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。 ② 手話通訳者の人材育成推進 ろう者と聞こえる人の意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、手話通訳者養成講座を開催するとともに、県南部地域における手話通訳者養成講座の開催を検討するなど手話通訳者養成講座を受けやすい環境の整備に努めます。 ⑦ ICTを活用した意思疎通支援のあり方等についての検討 情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス等のICTを活用した意思疎通支援のあり方等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。	・市町や企業、団体等からの要請に基づき手話通訳者等の派遣を行いました。 30年度派遣時間数 2,984時間 (29年度 3,081時間) ・津会場と四日市会場の2箇所で手話通訳者養成講座（受講期間2年間）を開催しました。 ・津会場（期間30-1年度）では12人が受講中で、四日市会場（期間29-30年度）では7人が修了しました。 手話通訳者全国統一試験 30年度：受験者23人、合格者5人 (29年度：受験者21人、合格者3人)	・独自に手話通訳を手配する企業、団体が増えています。 ・引き続き、市町や企業、団体等からの要請に基づき手話通訳者等の派遣を行う必要があります。	・市町や企業、団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。	・継続して実施します。 ・市町や企業、団体等への周知に取り組みます。	障がい福祉課 ※目標2
3 手話の普及等 (1)県民が手話を学習する機会の確保等	① 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載 三重県手話言語条例の施行に伴い、条例の理解促進及び手話の普及を図るために、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、条例の概要や手話に関する情報を掲載するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるように、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。 ② 手話パンフレットや手話DVD等による普及啓発 手話パンフレットや手話DVDなど、様々な広報媒体を活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次世代を担う子どもたちに興味を持ったままうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用した、効果的な手話の普及啓発に取り組みます。 ④ 県民向け手話講座の開催 聞こえる人が手話に关心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座を開催します。	・県や聴覚障害者支援センターのホームページに手話に関する情報を掲載しました。 ・簡単な手話単語の動画を作成し、県や聴覚障害者支援センターのホームページ掲載するとともにDVDを作成し、貸出を行いました。	・県ホームページのアクセス数の増加に取り組む必要があります。	・情報収集を進めるとともに、ICTを活用した意思疎通支援のあり方について検討する必要があります。	・情報収集を進めるとともに、社会の諸情勢の変化等をふまえてICTを活用した意思疎通支援のあり方について検討します。	・継続して情報収集を進めます。 障がい福祉課 ※目標1・2
4 ろう児等の手話の学習等 (2)ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等	① 保護者に対する手話講習会等の実施 聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を42回実施するとともに、保護者からの手話の相談について支援を行いました。	・保護者を対象とした手話講習会では、より参加しやすい形式として初級・中級と内容を分けて実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました。引き続き、保護者への手話に関する相談及び支援を継続して実施する必要があります。	・県民向け手話講座と学生・事業者向け手話講座を計15回程度実施します。なお、学生向け手話講座は、キッズ・モニターアンケートの結果、手話に触れたことのない割合が高い高校生を中心に取り組みます。	・取組を継続します。 障がい福祉課 ※目標4	障がい福祉課 資料1-5 ※目標3
				・引き続き、聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。 ・保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	・同規模で実施します。 ・子どもや若い人を対象とした講座の実施に向け周知方法を検討しています。	障がい福祉課 ※目標3
				・引き続き、聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。 ・保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	・同規模で実施します。	特別支援教育課 ※目標5